

京丹後市人事行政の運営等の状況の公表について

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1 職員の採用状況(平成18年度)

区分 事由	一般行政職	技能労務職	福祉職 幼稚園	消防職	医師・歯科 医師職	薬剤師・医 療技術職	看護・ 保健職	合 計
試験採用				2人		2人	5人	9人
選考採用					8人			9人
割愛採用								
合 計	0人	0人	0人	2人	8人	2人	5人	18人

2 職員の退職の状況(平成18年度)

区分 事由	一般行政職	技能労務職	福祉職 幼稚園	消防職	医師・歯科 医師職	薬剤師・医 療技術職	看護・ 保健職	合 計
定年退職	3人	8人	1人	3人				15人
勸奨退職	20人	1人	7人	2人			6人	36人
その他	4人	2人		1人	10人	2人	10人	29人
普通退職	3人	2人		1人	8人	2人	10人	26人
分限退職								
懲戒免職								
失 職								
死亡退職	1人							1人
割愛退職等					2人			2人
合 計	27人	11人	8人	6人	10人	2人	16人	80人

3 職員数の状況(平成19年4月1日現在)

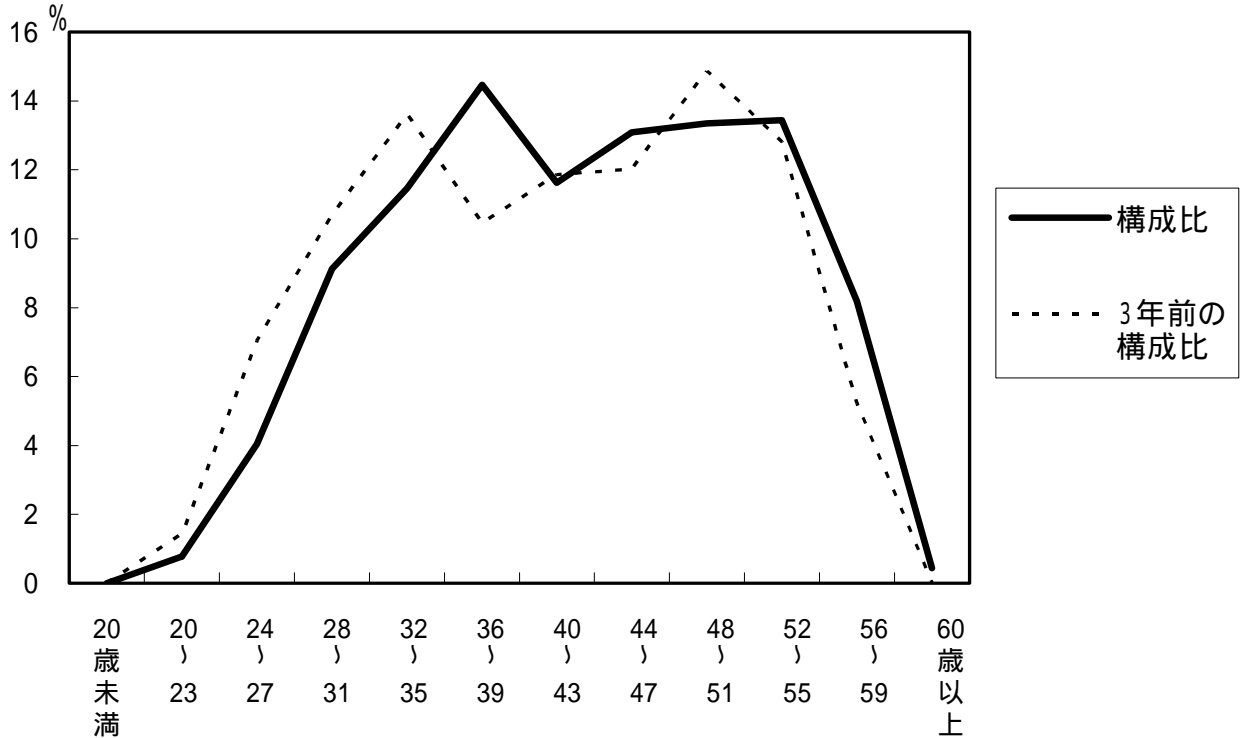
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数 (人)			対前年増減数 (人)		
		平成17年	平成18年	平成19年	平成17年	平成18年	平成19年
一般行政 部 門	議 会	5	5	5	0	0	0
	総 務	126	128	130	1	2	2
	税 務	42	33	31	0	9	2
	民 生	249	234	218	2	15	16
	衛 生	67	62	58	0	5	4
	農林水産	62	59	55	5	3	4
	商 工	33	31	29	2	2	2
	土 木	36	38	35	1	2	3
	小 計	620	590	561	5	30	29
特別行政 部 門	教 育	135	129	120	3	6	9
	消 防	94	96	94	1	2	2
	小 計	229	225	214	4	4	11
公営企業等 会計部門	病 院	320	313	312	3	7	1
	水 道	26	26	27	1	0	1
	下水道	21	21	16	0	0	5
	その他	34	33	31	1	1	2
	小 計	401	393	386	5	8	7
合 計		1,250	1,208	1,161	14	42	47

(注) 地方公共団体定員管理調査 ただし、教育長は除く 職員数は一般職に属する職員数です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	47人	106人	133人	168人	135人	152人	155人	156人	95人	5人	1,161人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

京丹後市行財政改革推進計画(京丹後市集中改革プラン)

(各年4月1日現在)

区分	平成17年計画始期	18年1年目	19年2年目	20年3年目	21年4年目	22年5年目	18年～22年計	19年実績
一般会計職員	職員数 879	841	799	745	686	661	-	796
	増減	38	42	54	59	25	218	83(38.1%)

- (注) 1 計画期間は、平成17年～平成22年の5年間です。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の増減数を、計の欄にあっては計画期間内の増減数の累計を示します。

京丹後市定員適正化計画(医療職給料表適用職員を除く計画です。)

(各年4月1日現在)

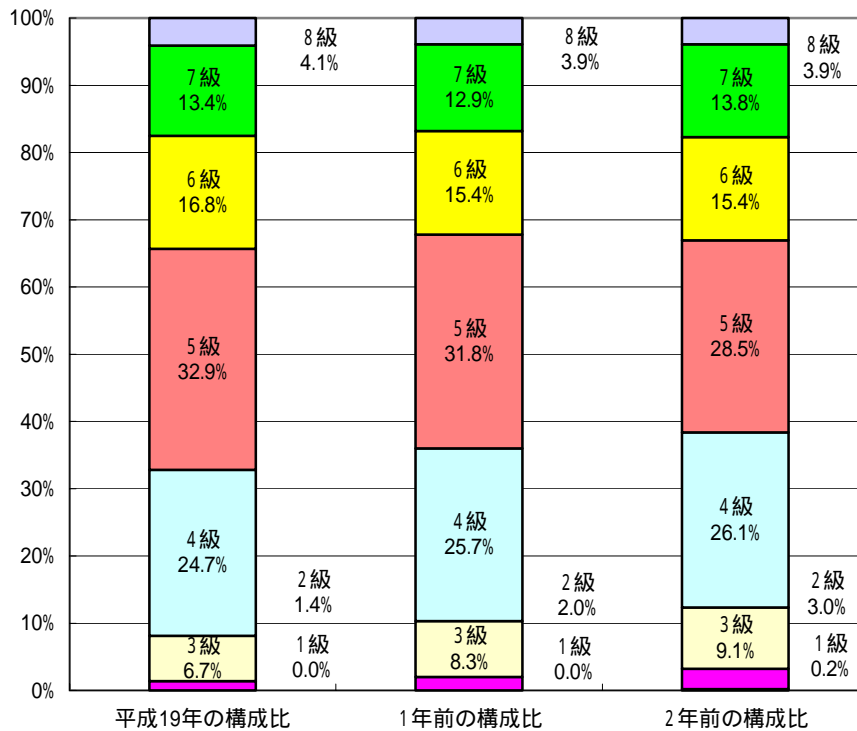
部門	区分	平成17年計画始期	18年1年目	19年2年目	20年3年目	21年4年目	22年5年目	18年～22年計	19年実績
一般行政部門	職員数	620	582	550	508	461	446	-	561
	増減		38	32	42	47	15	174	59(33.9%)
特別行政部門	職員数	229	228	218	207	194	191	-	214
	増減		1	10	11	13	3	38	15(39.5%)
公営企業等部門	職員数	98	96	93	88	84	80	-	90
	増減		2	3	5	4	4	18	8(44.4%)
計	職員数	947	906	861	803	739	717	-	865
	増減		41	45	58	64	22	230	82(35.7%)

- (注) 1 計画期間は、平成17年～平成22年の5年間です。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の増減数を、計の欄にあっては計画期間内の増減数の累計を示します。

4 一般行政職の級別職員数等の状況(平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8 級	部長、市民局長の職務	18 人	4.1 %
7 級	課長、主幹の職務	58 人	13.4 %
6 級	課長補佐、主査の職務、保育所長、幼稚園長の職務	73 人	16.8 %
5 級	係長、主任の職務	143 人	32.9 %
4 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	107 人	24.7 %
3 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	29 人	6.7 %
2 級	定型的な業務を行う職務	6 人	1.4 %
1 級	定型的な業務を行う職務	- 人	- %
計		434 人	100.0 %

- (注) 1 京丹後市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



第2 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
18年度	63,612	29,730,726	411,757	6,521,795	21.9	22.7

(注) 1 平成18年度決算(一般会計)における人件費及び人件費率です。

2 この人件費には、議員・特別職(常勤・非常勤)に支給される給与及び報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	815	3,009,092	479,659	1,203,070	4,691,821	5,757	6,032

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

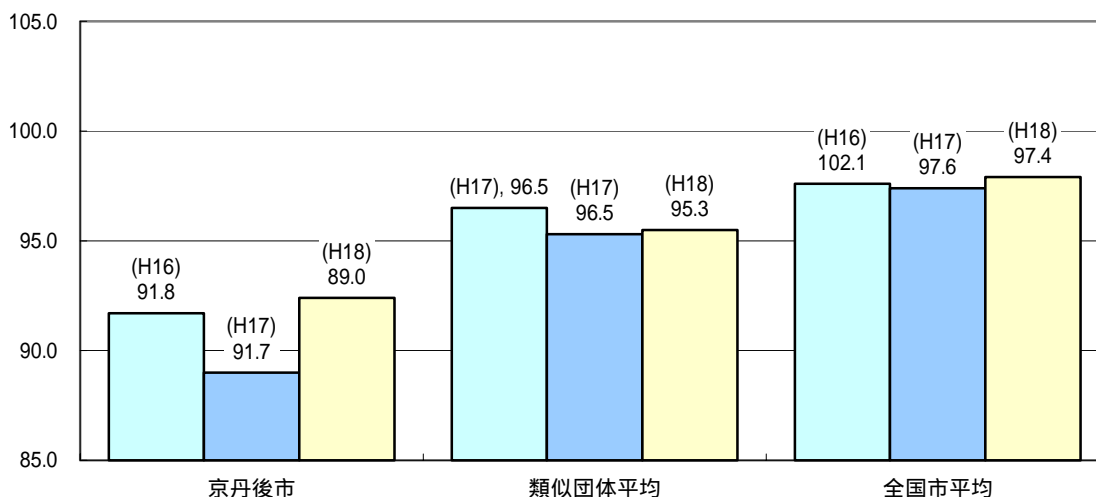
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

京丹後市の厳しい財政状況等を考慮し、臨時・緊急の措置として給与の削減措置を講じています。

区分	措置内容	削減期間
特別職 市長、副市長 教育長	給料及び期末手当を、それぞれ10%削減	平成18年4月1日～平成20年3月31日
議員	報酬及び期末手当を、それぞれ5%削減	平成18年4月1日～平成20年3月31日
一般職 (医師・歯科医師を除く)	給料、給料の調整額、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を3.7%削減(H18.4.1～H19.3.31)、2.0%(若年層と管理職以外の昇給停止者は1.0%)削減(H19.4.1～H20.3.31)管理職手当の支給率を一律20%削減	平成18年4月1日～平成20年3月31日

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職(434人)	43.7 歳	329,951 円	414,062 円
技能労務職(113人)	49.2 歳	305,331 円	328,657 円
教育職(幼稚園教諭)(5人)	49.5 歳	366,657 円	395,993 円
税務職(31人)	39.2 歳	292,345 円	395,456 円
医師・歯科医師(29人)	42.6 歳	503,688 円	1,171,894 円
薬剤師・医療技術職(62人)	40.7 歳	299,399 円	353,810 円
看護・保健職(238人)	41.3 歳	301,198 円	355,575 円
福祉職(130人)	44.5 歳	324,743 円	350,307 円
消防職(92人)	40.2 歳	296,728 円	361,249 円
教育職(教育、社会教育、保健体育、文化財保護)(14人)	38.2 歳	285,756 円	366,175 円

(参考) 適用給料表別状況

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行政職給料表適用職員(852人)	43.8 歳	319,357 円	384,380 円
うち技能労務職以外(739人)	43.0 歳	321,502 円	392,900 円
うち技能労務職(113人)	49.2 歳	305,331 円	328,657 円
医療職給料表(一)適用職員(29人)	42.6 歳	503,688 円	1,171,894 円
医療職給料表(二)適用職員(57人)	40.9 歳	300,588 円	353,526 円
医療職給料表(三)適用職員(210人)	41.5 歳	300,644 円	351,9157 円

医療職給料表(一)適用職員；医師、歯科医師

医療職給料表(二)適用職員；医療技術職(放射線技師、検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士等)

医療職給料表(三)適用職員；看護師、准看護師、助産師

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	京丹後市		国	
		減額措置後		
行政職給料表	大学卒	170,200 円	163,498 円	170,200 円
	短大卒	148,000 円	146,520 円	148,000 円
	高校卒	138,400 円	137,016 円	138,400 円
医療職給料表(一)	大学卒	235,200 円	(減額措置無し)	235,200 円
医療職給料表(二)	大学卒	176,100 円	174,339 円	176,100 円
	短大卒	150,800 円	149,292 円	150,800 円
	高校卒	138,600 円	137,214 円	138,600 円
医療職給料表(三)	大学卒	196,000 円	194,040 円	196,000 円
	短大卒	178,300 円	176,517 円	178,300 円
	高校卒	151,500 円	149,985 円	151,500 円

(注) 医療職給料表(一);医師・歯科医師、医療職給料表(二);医療技術職、医療職給料表(三);看護師・助産師

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	
一般行政職	大学卒	269,100 円	315,100 円	350,500 円
	短大卒	243,100 円	271,700 円	332,300 円
	高校卒	227,100 円	263,900 円	308,200 円
技能労務職	高校卒	208,500 円	251,700 円	288,500 円
	中学卒	-	-	294,400 円

給与実態調査によります。(減額措置(2.0%カット)後の額です。)

3 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

京丹後市		国	
1人当たり平均支給額(18年度) 1,453 千円		-	
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分	勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分	勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

京丹後市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 2,328 千円 21,306 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

手当の種類(手当数)			18
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染症の発生予防又はまん延防止のため消毒等の作業に従事する職員	感染症の発生予防又はまん延防止のため消毒等の作業	日額500円
不燃物処理手当	最終処分場に勤務する職員	ごみの収集及び処理作業	月額7,000円
火葬業務手当	火葬作業に従事する職員	火葬処理	1体につき1,500円
し尿収集業務手当	し尿の処理作業に従事する職員	収集、運搬及び処分に係る作業	月額10,000円
行旅死亡人収容業務手当	行旅死亡人の処置に従事した職員	行旅死亡人の収容作業	日額2,000円
精神障害者護送業務手当	福祉事務所に勤務する職員	精神障害者の収容及び護送の作業	1回1,000円
生活保護業務手当	福祉事務所に勤務する職員	生活保護世帯の査察指導又は訪問調査等の業務	月額3,000円
市税徴収業務手当	市税の徴収業務に常時従事する職員	市税の徴収業務	月額3,000円
市税徴収専任業務手当	徴収事務に専任して従事する職員	市税及び使用料等の徴収業務	月額30,000円
隔日勤務手当	24時間の交代制勤務の消防職員	隔日勤務	1当務650円
火災出動手当	消防職員	火災等による緊急出動	1回330円
救急出動手当	消防職員	救急により出動	1回220円
救急業務手当	救急救命士での資格を有する消防吏員	救急業務に従事	月額1,500円

放射線取扱手当	診療放射線技師、 診療エックス線技師	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	日額230円
夜間看護等手当	助産師、看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務	ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 6,800円 イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額 (ア) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,300円 (イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,900円 (ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000円
医師業務手当	医師	医師の業務に従事	病院長 月額43万円以内 病院特別参与 月額38万円以内 病院副院長 月額32万円以内 診療所長 月額25万円 病院診療部長 月額23万円 病院診療科部長 月額21万円 病院診療科医長 月額19万円 医師 月額17万円 過疎地域に設置された診療所に常駐し、当該地域医療に従事した医師 月額15万円以内
医師派遣手当	医師	医療機関、地方公共団体の派遣依頼等により、主たる勤務公署を離れて医療業務に従事した場合	1回 市内用務 4時間未満 3,000円 4時間以上 6,000円 市外用務 4時間未満 10,000円 4時間以上 20,000円 加算額 深夜時間 2,000円/時 8時間超過 2,000円/時
緊急医療業務手当	医師	勤務時間外において、救急患者に対して緊急に医療の処置を施すために呼出しを受け、医療業務に従事した場合	1回10,000円

(4) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
初任給調整手当	ア 採用による欠員補充が困難である医療職給料表(一)の適用を受ける医師(35年以内) 268,500円(16年未満)～52,500円(34年以上35年未満) イ 医療職給料表(二)の適用を受ける医療技術職(5年以内) 6,300円	異なる	支給区分と支給額の相違
扶養手当	ア 配偶者 13,000円 イ 配偶者以外の扶養親族 a 2人まで 6,000円 ・扶養親族でない配偶者がある場合 うち1人のみ 6,500円 ・配偶者がいない場合 うち1人のみ 11,000円 b a以外 1人 5,000円 ウ 満16歳になる年度の4月から満22歳になる年度の3月までの間にある子 1人につき5,000円加算	異なる	イ 配偶者以外の扶養親族(国の制度) 1人につき 6,000円 ・扶養親族でない配偶者がある場合 うち1人のみ 6,500円 ・配偶者がいない場合 うち1人のみ 11,000円
住居手当	ア 借家居住者 月額12,000円以上の家賃を支払っている場合 家賃額に応じて1,000円～27,000円 イ 自宅居住者 2,500円(新築・購入後5年以内)	同じ	-

通勤手当	ア 交通機関利用者 定期代相当分、限度額 1ヶ月当たり55,000円 イ 自動車等交通用具利用者(片道2km以上) 2km以上3km未満 3,000円、3km以上 1kmまでごとに600円を加算(限度額24,500円) ウ アとイの併用者 アとイの合計額(限度額 1ヶ月当たり55,000円)	異なる	イ 距離区分と支給額 (国の制度) 2km以上5km未満 2,000円 5km以上は5kmごとの区分で設定 60km以上 24,500円
単身赴任手当	異動等に伴って住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居し単身で生活することが常況となった職員 基礎額 23,000円 加算額 6,000円(100km以上)～45,000円(1,500km以上)	同じ	-
休日勤務手当	祝日、年末年始の休日に正規の勤務時間中に勤務 勤務1時間あたりの給与額の100分の135	同じ	-
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時まで)に勤務した職員に対し、勤務1時間当たりの給与額の100分の25	同じ	-
宿日直手当	通常の日直 4,200円 市立病院当直勤務 医師 30,000円 その他 5,900円 年末年始は倍額 勤務が5時間未満は100分の50	異なる	支給額の相違 (国の制度) 医療施設における医師の当直勤務 20,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、課長補佐相当職以上の職員に対して、給料月額額の100分の5から100分の16	異なる	支給割合の相違 (国の制度) 給料月額額の100分の8から100分の25
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合(2時間以上の勤務) 部長級等 8,000円 課長級等 6,000円 課長補佐級等 4,000円 4時間未満は100分の50 6時間超は100分の150	異なる	支給区分と支給額の相違 (国の制度) 支給区分、実働時間により 4,000円～27,000円

4 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市区町村長	792,000 円 (880,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,020,000 円 / 679,000 円
	副市町村長	639,000 円 (710,000 円)	822,000 円 / 542,000 円
報 酬	議 長	427,500 円 (450,000 円)	551,000 円 / 305,000 円
	副 議 長	380,000 円 (400,000 円)	507,000 円 / 250,000 円
	議 員	361,000 円 (380,000 円)	475,000 円 / 240,000 円
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長	(18年度支給割合) 3.35 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(18年度支給割合) 3.35 月分	
退 職 手 当	市区町村長 副市町村長	(算定方式) 給料月額×在職年数×100分の530 給料月額×在職年数×100分の315	(1期の手当額) (支給時期) 16,790,400 円 任期ごと 8,051,400 円

第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の状況(標準的な割り振り)

勤務時間	1週間の勤務時間数	1日の勤務時間数	始業時刻	終業時刻	休憩時間	休息時間
	40時間	8時間	午前8時30分	午後5時15分	午後0時15分～午後1時	午前、午後各15分間
週休日	日曜日及び土曜日(勤務時間を割り振らない日)					
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日					

休息時間は、平成19年6月から廃止

2 育児休業、休暇の状況

(1) 育児休業の状況

区分	人数			平成18年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員			
	育児休業取得者数	うち両休業取得者数	部分休業取得者数	(育児休業対象者数)	うち育児休業取得者数	うち両休業取得者数	うち部分休業取得者数
男性職員	1人			35人	1		
女性職員	25人 22人	人 人	人 人	25人	25		
計	26人 22人	人 人	人 人	60人	26		

(注1) 総務省の「勤務条件等に関する調査」の中で、(1育児休業及び育児のための部分休業の取得者数)として計上したものです。

(注2) 左の欄の上段には平成18年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段には育児休業(部分休業)の期間が平成17年度から平成18年度にかけて引き続けている者の数を記載しています。

(2) 主な休暇の種類(平成19年4月1日現在)

区分	内容・取得条件等	期間
年次休暇	年次有給休暇は、休日とは別に労働者にできるだけまとまった休暇を有給で与え、心身の疲労を回復させ、労働力の維持を図ることを目的とした制度です。	1年につき20日間(ただし、20日を越えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができません。)
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間
	公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く負傷又は疾病による場合	90日(結核性疾患にあっては、1年)を超えない範囲内で必要と認められる期間
病気休暇を与えられた職員が、勤務に復帰した後6月以内に再び同一疾病により病気休暇を受けようとするときは、当該病気休暇の期間は、前の病気休暇の期間を通算して前項ただし書に規定する期間とする。		
特別休暇	選挙権その他公民としての権利の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇 主な特別休暇は以下のとおり	
選挙権等行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
証人等出頭	証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
ドナー休暇	骨髄移植のための登録又は提供に伴う検査、入院等の場合	必要と認められる期間
ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合	1年において5日の範囲内の期間
結婚休暇	結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため	連続する5日の範囲内の期間
産前休暇	8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間

産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
育児休暇	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
妻の出産休暇	妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	2日の範囲内の期間
男性職員の育児参加休暇	職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間における5日の範囲の期間
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(の範囲内の期間)
忌引休暇	親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ連続する1日から7日(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
法要休暇	父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年数内)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
交通遮断	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
交通遮断	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
危険回避	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
介護休暇 (無給です。)	要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間

(3) 年次休暇の取得状況(平成18年1月1日～平成18年12月31日)

総付与日数 A (日)	総使用日数 B (日)	全対象職員数 C (人)	平均使用日数 B/C (日)	消化率 B/A (%)
35,902	6,899.4	905	8	19

(注1) 総務省の「勤務条件等に関する調査」の中で(表2一般職員の年次有給休暇の取得状況(個表))として計上したものです。

(注2) この調査での対象職員は、一般職の職員(職員全体から教育部局、監査部局、農業委員会部局を除き、更に技能労務職、育児休暇、休職中の職員を除外した職員)です。

(4) 介護休暇の状況について(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

区分	介護休暇 取得者数	要介護者数(職員との続柄別)							
		配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員									
女性職員	7		6	1					
計	7		6	1					

第4 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況(平成18年度)

処分事由等	降任	免職	休職	降給	失職	計
勤務実績がよくない場合						0
心身の故障の場合			9			9
職に必要な適格性を欠く場合						0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合						0
刑事事件に関し起訴された場合						0
条例に定める事由による場合						0
計	0	0	9	0	0	9

2 懲戒処分の状況(平成18年度)

処分事由等	戒告	減給	停職	免職	計
給与、任用に関する不正(諸給与の不正領得等)					0
一般服務違反関係(信用失墜行為、欠勤、勤務態度の不良等)					0
一般非行関係(傷害、暴行、金銭・異性関係等の非行)					0
収賄等関係(収賄、横領等)					0
道路交通法違反					0
監督責任					0
計	0	0	0	0	0

第5 職員のサービスの状況(平成18年1月1日～平成18年12月31日)

1 職務専念義務免除の状況

区 分	延べ日数等
職務専念義務免除の許可	328日と340時間

2 営利企業等従事の許可状況

区 分	件 数
営利企業等の従事許可	件
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねるもの	2件
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	件
上記以外で報酬等を得て事業又は事務に従事するもの	20件
合 計	22件

営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねるもの ;京丹後市サービス会社
上記以外で報酬等を得て事業又は事務に従事するもの ;自治会区長、自治会農事組合長、自治会その他の役員、京都府
漁業信用基金役員、他病院非常勤講師、統計調査員、鳥獣捕獲員

3 綱紀保持の取組の状況

職員へ文書通知

贈答品、接待を受けることの禁止について(7月、11月)

選挙における地方公務員の服務規律の確保について(3月)

交通ルールの遵守及び交通安全、飲酒運転厳禁の徹底について(9月、12月、2月、3月)

4 セクシュアル・ハラスメント防止対策の状況

京丹後市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱制定(平成17年11月11日)

第6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の概要(平成18年度)

(1) 基本研修

項目	研修先	受研人数
課長研修	京都市市町村振興協会	2人

(2) 特別研修

項目	研修先	受研人数
安全運転(ドライビングシミュレーション診断)	京丹後警察署	27人
情報セキュリティ研修(e-ラーニング)	地方自治情報センター	64人
勤務評定者研修(新管理職)	京丹後市(独自)	37人
財務研修	京丹後市(独自)	209人
交通安全研修(交通事故と飲酒運転防止)	京丹後警察署	694人
ロジカルシンキング研修	京都北部6市共同実施	5人
政策形成研修(課長補佐～主任級)	京丹後市(独自)	40人

(3) 特殊実務研修

項目	研修先	受研人数
財政担当職員初任者研修会	京都市市町村振興協会	1人
条例・規則の読み方づくり方(基礎)研修	京都市市町村振興協会	1人
法令実務の応用(実践編)研修	京都市市町村振興協会	1人
税務担当職員初任者研修	京都市市町村振興協会	3人
税務「非木造家屋評価研修会」	京都市市町村振興協会	2人
成果主義と人事考課制度の“再”構築研修	京都市市町村振興協会	1人
税務担当職員納税事務研修会	京都市市町村振興協会	3人
分権時代における住民サービスの向上研修	京都市市町村振興協会	2人
地方公務員の給与とその運用実務研修	社団法人日本経営協会	1人

(4) 派遣研修

派遣研修先	研修期間	受研人数
経済産業省 製造産業局 繊維課	平成17年4月～19年3月	1人
総務省 情報通信政策局 情報通信政策課	平成17年4月～19年3月	1人
内閣官房 構造改革特区推進室・地域再生推進室及び内閣府構造改革特区担当室・地域再生事業推進室	平成17年10月～19年10月	1人
京都府総務部地方課	平成18年4月～19年3月	1人
京都府丹後土地改良事務所	平成18年4月～20年3月	1人
財団法人 自治体国際化協会	平成18年4月～19年3月	1人
財団法人 京都産業21	平成18年4月～19年3月	1人

2 職員の勤務成績の評定状況

項目	京丹後市職員の勤務成績の評価
評定期間	各年度4/1～9/30および10/1～翌年3/31
評定方法	成績・態度・能力評定
評定結果の反映	任用管理に活用

第7 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 福利厚生制度の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上と、職員の健康管理、元気回復等の京都市町村職員共済組合の保健事業と厚生事業を財団法人京都市町村職員厚生会に所属し実施しており、その主な状況は次のとおりです。

区分	主な項目	対象者	備考
健康 管理	巡回健診	全職員	
	人間ドック	希望の職員および被扶養者	
	胃・子宮・乳房・大腸がん・前立腺検診	希望の職員および被扶養者	
	健康診断結果相談会	希望者	
福利 事業	総合スポーツ大会	希望者	
	生活設計支援事業（各種講座）	希望者	
	給付事業 結婚祝金、子育て支援金、子育て祝金、災害見舞金、死亡弔慰金、遺児奨学支援金、健康回復助成金、人間ドック利用助成金、在宅療養見舞金、入院療養見舞金、要介護者等支援金	全職員	

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を京都市町村共済組合に加入し実施。

・ 短期給付

- (1) 法定給付

保健給付	療養の給付等、高額療養費、出産費、埋葬料
休業給付	傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金、介護休暇手当金、休暇手当金
災害給付	弔慰金、災害見舞金等
- (2) 付加給付

一部負担金払戻金	附加金（家族療養費、家族訪問看護療養費、埋葬料、災害見舞金）
----------	--------------------------------
- (3) 公費負担医療との調整

国または地方公共団体の公費負担医療に該当したときは、短期給付との調整を行なう。

2 公務災害の発生状況

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
公務災害	25件	16件	9件
通勤災害	-	-	-
計	25件	16件	9件

第8 公平委員会からの報告

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

なし

2 不利益処分に関する不服申立ての状況

なし